

# Hand in Hand

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚——それは旅の半ばの一つの出来事。  
新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。  
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

## Vol.246

## 来年度、高等技能訓練を受けませんか

■株価は少し持ち直しているものの、トヨタなど軒並み赤字決算で、しばらく日本経済が立ち直る見込みはありません。雇用状況も厳しく、派遣切りなどで職を失う人だけでなく、たとえばITの入力作業でも昨年からたった半年で単価が半額になってしまっています。つまり時給800円程で仕事をこなしていた人が、同じ量で400円にしかならないのです。それだけ入札競争も激化しています。

■そこでアフーマティブ・アクション、つまり優先的に何割かは少数者の入学枠や就職枠を確保するといった政策を母子家庭に適用し、一般入札でなく、適正な価格で契約できるように変えて、雇用と賃金を確保していきたいと思っています。そして、在宅就労をこの3年でしっかり根付かせていく予定です。

■子どもが幼い時、また高齢で毎日ラッシュの電車での通勤は避けたい、今の仕事にプラスして副収入を得たいという人にとって、在宅就労は良いライフスタイルの一つだと思います。しかし定期的に仕事が入ること、そして前述したように単価が半減したりせず、適正な価格で仕事ができることが必須です。7年間実験的に母子家庭の在宅就労支援をやってきましたが、来年からようやくこうした問題をクリアして、お母さんたちにパソコンも提供しての住宅就労支援ができることになりそうです。

■もう一つの雇用対策としておススメなのが、看護師、介護福

祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等を対象とした高等技能訓練です。これらの資格を取るには2年または3年の修学が必要ですが、従来は修学期間の後半の1/2の期間しか生活費の補助がありませんでした。制度ができる時から全額支払いを訴えてきましたが、今回やっとそれを実現できました。つまり、全修学期間中、月額14万1千円を受け取ることができるようになったのです。この金額も現行の10万3千円から引き上げられました（住民税課税世帯は5万1500円から7万500円への引き上げ）。

■今の仕事から転職したい方、資格を取って働こうという方、来年・再来年はチャンスです。というのも、全修学期間の支給は、来年22年度と翌23年度の入学者のみを対象とする特別給付なのです。（ずっと続けられたいのにとおもいます。政権をとれたら、そのまま続けたいです。）

とりあえず今の仕事でいいと思うあなたも、ぜひまわりの人に教えてあげてください。月に14万1千円と児童扶養手当があれば、なんとか3年間勉学に頑張れるのではないのでしょうか。これからは人へのサービスがどんどん必要とされる時代になりますから、高等技能訓練の対象資格を取るのには生活のためだけでなく生きがいにもなると思われれます。不況にめげず頑張りましょうね。  
(円より子)



画と書：浅野照子



終了レポート：「かぞくの根、ちいきの輪一脱!子どもの貧困サバイバル大作戦」

# 子どもの貧困を「日本の問題」として取り組んでいこう！

2009年4月25日（土）、母子家庭を中心に深刻化する「子どもの貧困」をテーマにシンポジウムが開催されました。これはハンドの会が30周年を機に始めた「子どもHAPPY化計画」の第一弾イベント。経済的安定・人間関係の安定・教育や医療の平等などをはじめとして、日本の子どもを育てる環境についてより多くの人と考え、親も子ども生きやすい社会をつくろうと活動しています。

当日は朝から肌寒い雨模様でしたが、会場の国立オリンピックセンター（東京都渋谷区）には、ハンド会員はもちろん、NPO関係者や行政職員、研究者、一般の方など138名の方にお越しいただき、最後まで熱気いっぱいでした。ご参加いただいたみなさま、本当にどうもありがとうございました！

以下、当日の様子をご報告いたします。

（羽塚順子、山崎）

## 〈第一部パネルディスカッション13:30～15:00〉 「子どもの貧困とこれからの課題」

パネラーは村木厚子さん（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）、藤原和博さん（大阪府教育委員会特別顧問・元杉並区立和田中学校長）、駒崎弘樹さん（特別非営利活動法人フローレンス代表理事）。そして、パネラー兼進行役である円より子さん（ハンド・イン・ハンドの会代表・参議院議員）。



藤原さんは、5年間の公立中学校長経験から、実際にあった事例と数字を挙げ、DV、虐待などの家庭問題に学校の教師が入っていくことの限界について訴えました。教育・医療・福祉（ソーシャルワーカー）の連携が必要であること、そして、家庭に問題がある子どもの居場所として学校が機能できるよう、地域の学生や団塊世代をも巻き込んだ、子どもにとっての「ナナメの関係」づくりが重要であると提言されました。

また、東京23区内で病児保育サービスを提供する駒崎さんは、安価に設定した毎月の会費を払えないという、ひとり親家庭の母親の声を聞き、オバマ大統領の「市民が一人2000円程度を寄付する」という選挙資金集めにヒントを得て、「ひとり親家庭のサポート隊員募集」という呼びかけで、個人からの寄付集めを開始したとのことでした。

家族や地域社会に目を向け、コミットするためには、ワークライフバランスも大切であるというお話も出ました。

参加者の方からの質問も活発に出され、「そもそも子どもの貧困の定義が必要では」という意見もありました。日本で「7人に1人の子が貧困」といった問題が取り上げられるようになったのは、まだごく最近のことです。海外の「食べ物も病気を防ぐワクチンもない」という国の「絶対的貧困」と比較すると、日本は「一人当たりの世帯所得（等価可処分所得）」からみた「相対的貧困」が基準となるため、法的な定義があるわけでもありません。「義務教育が保証されているのだから、貧困の子なんてありえない」と、当事者でない立場の人からは見えにくい問題でもあります。

だからこそ、貧困の連鎖が子どもに与えている影響を当事者と支援者が示していくことによって、世論を動かし、結果的に国を動かすことにつなげる必要がある。これは「子どもの問題」「ひとり親の問題」ではなく「日本の問題」であるのだということで締めくくられました。

まず、円さんが1979年から30年続けてこられた、離婚問題・家族問題を女性の立場から支援する活動について触れ、日本の母子家庭の置かれている現状の深刻さに言及しました。

続いて、「我が国の子どもを巡る状況」という分厚い資料を準備くださった村木さんは、日本の母子家庭75万世帯の多くの母親が仕事をかけ持ちしながらも、年間平均収入213万円（平成17年／児童扶養手当など所得再配分後の金額）であることを指摘、対策の遅れに言及しました。しかし、子どもの貧困問題の顕在化によって、子育て支援施策の拡充が進み、特に地域コミュニティによる創意工夫次第で予算が使える方向になる（平成21年「経済危機対策」による「安心子ども基金」の拡充）、母親が職業訓練を受けている間は生活費が補助されるなど、今後期待が持てる施策説明もいただきました。

**〈第二部分科会 15:15～16:30〉****分科会A** .....**「貧困の背景にある『女性の雇用』を考える」**

子どもの貧困の背景には、女性の就職難や低賃金といった日本の雇用構造が大きく影響しています。こちらでは、竹中ナミさん（社会福祉法人プロップステーション理事長）、斎藤あや子さん（㈱ママジョブ代表）、そして、保坂圭太さん（NPO法人あごらスタッフ）が出演。

まずは、「IT在宅就労」の事業によって、シングルマザーの家計を助け、母と子の時間をつくりだそうとする「あごら」の活動と現状について、保坂さんが紹介。

竹中さんは、重度の障がいを持つお子さんを持ちながら離婚され、「障がい児介護と就労」という壁にぶつかったことから、ご自身と「チャレンジド（障がい者）」が働く場、「プロップステーション」をつくり出しました。「不可能と言われるところにこそビジネスの種がある」と、障がい児の母子家庭と貧困というマイナス要素をプラスに変えてビジネスにつなげた竹中さんのパワフルトークが展開されました。

「一人でも多くの子育て女性に笑顔を」との思いから、母親向けの就職情報サイトを立ち上げられた斎藤さんは、ご近所づきあいや助け合いが困難になっている昨今、子育てで家にこもりがちになる母親こそ、同じ立場の母親たちとのつながりづくりが大切ではないかと話されました。

経済情勢が厳しいなか、母子家庭の母親にとっての就労はますます困難かに思われますが、同じ立場の仲間が集まる場や支援団体を通じて情報交換しながら、前向きに“仕事づくり”をするという観点で、未来を切り開いてもらいたいと思いました。

**分科会B** .....**「子どものための地域・コミュニティの可能性」**

こちらでは、遠藤啓示さん（全司法労働組合、親訓練業インストラクター、臨床心理士）、鈴木章之さん（日本ペアレンティング協議会事務局長、児童館運営NPO法人理事）のお二人が出演されました。

遠藤さんは、コミュニティの全てが子どもの支援に関わる姿を示唆。「地域や地区と場所に縛られるのではなく、子どものために何かする人たちが集まっているのがコミュニティ」とお話してくれました。また、心理学の知見から、子どもとの触れ合いの重要性を教えてくださいました。

鈴木さんは、児童館の運営に関わっている経験から、これからの児童館のあり方を提案。「閉館後の児童館も子どものために使わせてあげたい」。規則や慣習により対応が遅れがちな現状の児童館に、柔軟なシステムが必要と論じました。

後半は参加者からも活発に意見が出され、地域でNPO活動をしている方の苦勞と試みや、これから活動したい学生たちの熱い気持ちが溢れていました。

**分科会C** .....**「子どもの精神的支援のために」**

こちらは、渡井さゆりさん（NPO法人 日向ぼっこ代表）、吉川武彦さん（精神科医、国立精神・神経センター精神保健研究所名誉所長）のお二人が出演。

渡井さんは幼少の頃、貧しいというだけでなく、お酒を飲んで暴力をふるう父親と、その父から逃げるように家出を繰り返す母親からの「おまえなんか産まなきゃよかった」という言葉に傷つきながら、小学校を6回転校、食事も満足にできず、小4から高校卒業まで児童養護施設に入所していました。子ども時代に信頼できる大人との出会いは全くなかったそうです。

理不尽な状況をなんとかしたいと、働きながら夜間大学の福祉科に進み、養護施設を退所した人たちが集まることのできる「日向ぼっこサロン」を開設。

子どもの心のケアに軸を置いていらっしゃるという吉川さんは、渡井さんの活動を「安心感を育てる場」として機能していると高く評価されていました。また、親との関係が稀薄だった子どもは、「やかんの火を弱くして」と言われても意味を理解できないといった、ソーシャル・スキルそのものが低いので、社会に適應するための育て直しとなるケアが必要であるとのことでした。

子どもの貧困問題にとって、自立するための経済的支援も重要ですが、精神的支援はさらに重要な課題であり、子どもたちが“安心感”を得られるよう、時間をかけて人とのつながりを構築できる場が必要であることを感じさせられました。

**分科会D** .....**「HAPPY サバイバルコーナー」**

こちらでは、日本の子どもの貧困クイズや、ハンドの会で3月に行った母子家庭緊急アンケート結果を掲示。複数の研究者、専門機関の方たちからデータが欲しいと要望がありました。日本では急激な高度経済成長期を経て以後、国が貧困に関するデータを取っていないため、今後も引き続き私たちが専門家たちと連携して、より詳しいデータを蓄積していければと思います（アンケート報告は次号にて）。

また、「気軽に相談コーナー」では、法律、ママと女性の就労、お金と保険、家族と心のケアにわかれて専門家が対応。じっくり落ち着いて相談ができたこと、満足された方が多かったようです。



## 子どもHAPPY化計画スタッフより、みなさまへ

おかげさまで大盛況のうちに無事、終了!大勢の方に参加いただき、感謝の念に耐えられません。反省点も多々ありますが、帰路に向かわれる参加者のみなさんの満足そうな顔、「よかったです」「またやってください」という温かいお言葉に、とても励まされました。

なかには「実は、失業したばかりでどうしようもなく不安だったんですが、いろんな分野から、こんなに母子家庭のことを支援しようとしてくれる人がいるなら大丈夫って、すごく元気になりました。明日から求職活動、頑張ります!」と喜んでくださる方も。

思えば昨年(2008年)の11月、ハンドスタッフ数名で準備を開始したときには、「おっきい会場借りちゃったけど、大丈夫かな?人集まるのかな?」なんて不安しかない船出でした。でも、「子ども」というキーワードのおかげで、未婚既婚・ひとり親かを問わず、20, 30代を中心とした約40名のボランティアスタッフが集まり、日本の子どもやひとり親を取り巻く環境の深刻さをどうにかしよう!と、あれよあれよという間に熱を帯び、ここまでやってきました。今後もこうして多くの人を巻き込みながら、明るく楽しく、自分たち自身の問題として、誰もがより

生きやすい世の中を目指して活動していきたいと思えます。

最後に、今回のシンポジウムでは、スタッフだけでなく、第一部、第二部に出演いただいた方々の多くが、ご多忙のなか、快くボランティアで引き受けてくださいました。本当にありがたいことだと思います。ここにあらためてお礼を申し上げます。

各分科会出演者への追加インタビュー、貧困クイズはHPで見られます!ぜひご覧ください!

<http://www.kidsdoor.net/hinkon/>



本番直前にスタッフみんなでパチリ

## やっぱり仲間ってイイね!!-2009年ハンド合宿報告-

脱・子どもの貧困シンポジウムの後に行われた、ハンドの合宿。今回は、遠く長崎や徳島、鳥取からの参加者もいて、総勢20名の参加となりました。

まずはシンポジウムの余韻も冷めやらぬまま、合宿参加者全員が雨の新宿副都心を眺めながら展望レストランで夕食。そしてお待ちかねの懇親会。

鳥取から参加の4名は、ハンド会報244号でも紹介したDV被害者支援グループのリーダーとスタッフの方々です。リーダー梅林さんはシェルターのための土地建物を自力で購入されたパワフルな女性。鳥取はDV対策の先進国、補助金がかなり充実していますが、スタッフの人件費は出ないので、皆さん他の仕事と兼業で、被害者の支援を行っているそう。

長崎からの参加者は、社会福祉士で地域包括介護支援センターに勤めていて、高齢者虐待や高齢者夫婦のDVについて鳥取のリーダーと議論する場面も。

また、前号、前々号で紹介した母子寡婦福祉資金貸付金の記事を読んで、再度申請に挑戦、今度はひるまず果敢にと意気込んで窓口に行ったら、東京都から指導があり、丁寧に対応してくれたと拍子抜け。「本

当、権力に弱いよね」という会員もいました。

離婚後離れて暮らす父娘の参加者もあり、21歳のお嬢さんも中高年の皆さんに違和感無く(?)溶け込んで話がはずんでいました。幼い時に、父親と別れ一度も会っていない子どもと父親の関係性を心配する母親から、面接交渉についての質問が飛び出し、他では聞けない父娘からのアドバイスに真剣に聞き入り、得るものもあり、いい交流ができたのではと思います。

最後にサプライズが!鳥取の方の誕生日が近かったので、ケーキとプレゼントを内緒で用意。参加者全員で歌を歌い、お祝いしました。

翌朝、鳥取組は東京巡りに出発。他の人たちは、深夜まで話したというのに、再び円さんを囲んで最後のおしゃべりを。解散後も、最寄り駅近くのファーストフードの店でまたおしゃべり。気がつけばお昼の時間。長かった合宿もここで本当の解散。

久しぶりに集まると、本当に話は尽きません。インターネット時代になったとは言っても、顔と顔を合わせる交流は、いつまでも必要なのではと改めて実感しました。やっぱり仲間ってイイね!! (向井)

これ むかいさんの  
知っとこ。

Vol.7

## 姓が違くと親子でもファミリーカードが作れない?

数年前に、親しいハンドの会員Aさんから「運勢を見てもらったら、婚姻時の姓は名前に合わないと言われたので、旧姓に戻したいのだけどできないのかしら?」と相談され、「子どもが成人すれば自由に分籍(親の戸籍から分かれて独立の新しい戸籍をつくること)ができるから、子どもが嫌がらなければいいんじゃないの? 旧姓に戻す場合なら、家裁の許可も取れるはずだし」と答えました。

Aさんは、離婚した時は、下のお嬢さんが中学2年生だったので、姓が変わると子どもにとって不都合なこともあるかと思い、結婚時の姓にしていたそうです。

Aさんは早速、家庭裁判所に氏の変更許可の申し立てをして、旧姓に戻したそうです。

最近お嬢さんがアメリカに留学したので、Aさんが送金をしていたのですが、バンクカード(クレジット機能付キャッシュカード)のファミリーカードを作って自分の口座から娘が出金すれば手数料がかからないことに気づき(本年度からは引き出しサービスは停止)、メインバンク

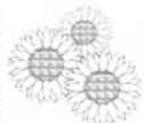
の横浜銀行に行きました。その場でわからず、電話で問い合わせると、同居している親子であっても氏が違くと作れない、証明する公的書類を提出しても作れないと言われたそうです。(他銀行では公的書類を出せばOKでも、海外では使えない等、銀行によってマチマチ)

少し前、保険のことでセゾンのアメリカン・エクスプレス・カード=セゾンカードでファミリーカードを作ろうとした時も、氏が違くと駄目だったそうです(アメリカン・エクスプレス本体のカードでは作れます)。

「離婚が増え、親子で姓が違う人も多くなっている時代に、住まいも一緒に同一生計なのに、ファミリーカードが作れないのは釈然としません。私にとっては、姓を戻したことは、元の自分に戻れたようで精神的な意味でも良かった。でもこういうことがあるならば、姓を変える前にファミリーカードを作っておけば良かった」とAさん。

本当の親子なのに「ファミリー」と認められないなんて本当におかしなサービスです。ライフスタイルにあうように変えたいものです。

弁護士二一〇番



《回答者》  
弁護士 竹川 幸子  
TEL 050・58003・8840

### 借金を抱えて失踪した夫との離婚と財産分与

**Q** 結婚して16年、中2の娘がいます。昨年末に夫が失踪。自宅に借金の督促状が届くようになり、夫が借金をしていること、すでに会社を退職していたこと、退職金のほとんどを使ってしまったこと、初めての借金ではないことを知りました。

離婚を決意して弁護士に相談、書類一式を用意し、夫の署名捺印で手続きが終わるところまでしましたが拒否されました。夫との連絡は共通の友人を介していますが、強く言うとう友人との連絡も断ってしまいそうです。どうすれば離婚できるでしょう。また、家は夫との共有名義ですが、家を財産分与でもらえますか?

夫はキャンセルでの借金を250万円程抱えています。私が返済する義務はありません。私は、数年前に癌にかかり、定期的に検査を受けています。私に万ががのことがあった場合に、娘に借金を返す義務はあるのでしょうか。

**A** 夫の友人に夫の所在を聞き、直接協議はできないのですか? 人を介して話をするより意思の疎通は図れると思います。その際、離婚だけでなく、不動産の持ち分移転の手続きもお忘れなく。

友人が教えてくれないなら、夫が行方不明といつかで離婚裁判を進めることができます。警察に行つて捜索願を出して受理証明をもらうこと、戸籍謄本・住民票・不動産登記簿謄本・評価証明・借金や退職金の資料等を持参して弁護士に委任するのが一番よいでしょう。キャンセルによる借金を残して家出したのですから、別居期間が短くても離婚は認められるでしょう。

ただ、夫が今なお借金を抱えているなら、不動産に金融屋の差し押さえが入る可能性があります。不動産の保全処分も要検討です。不動産をもらいたいと思ひ、それが正当な要求

なら処分禁止の仮処分金銭要求ということなら仮差押をするようになります。

保全処分をするには保全金額の10%から20%の保証金が必要です。あなたが資力要件を充たすなら、弁護士費用だけでなく、保全処分の保証金も法テラスが立て替えてくれます。資力要件は地域によって差がありますが、大阪なら2人家族で27万6100円(ボーナスを含む手取り月収換算)程度です。正社員としてフルに働いてそれなりの収入を得ていると、法テラスの利用ができないという水準です。この点は法律扶助協会時代より後退です。地域・家族構成にもよりますので、法テラスを利用できるかどうか、電話0570・078374で確認下さい。(通話料は固定電話で全国律3分8.5円)

不動産を全部もたらえるかどうかは、不動産の時価・退職金・夫がキャンセルにつき込んだ額その他諸般の事情で決まりますから一概には言えません。

なお、夫が生存中に、あなたや娘さんに夫の借金を払う義務はありません。高利負債はたとえ生活費に使っても日常家事債務にはならないし、いわんやキャンセルによる借金です。

問題は夫が死亡した時です。娘さんはあなたの離婚後も父の法定相続人ですから、父の負の財産を含めて全部相続し、当然借金の支払い義務が生じます。父が死亡した時点で借金のほうが多いなら、相続放棄をすれば借金を含めた財産を承継しません。相続放棄は相続の開始(父の死亡)相続財産があることを知った時から3か月以内しかできず、調査に手間取るならこの期間を家裁に延長してもらうことができます。

積極財産と負債とどちらが多いかわからない時には、限定承認といって、財産のある範囲で借金を払うという制度もありますが、手続き費用がかさみます。

離婚後

定年後

経済  
悪化後

《不連続シリーズ②》

## この頃の 「仕事・就職」 事情



「あなたの就職事情や、職探しの顛末をお聞かせ下さい」「今の経済状況の悪化が、仕事や生計に与えた影響はありますか？」という呼びかけに、何人かの方が手をあげて下さいました。

今回は「離婚前後」の不安で不安定な時期に、幼い子どもを抱えての就活体験談です。自らはDVで深く傷つきながら、子どもたちとの新しい生活をスタートさせるお金を得るため、いろいろな職場をたくさん渡り歩いて苦労はしたけれど、「そのぶん、人が見えてきたし、どの職場体験も今の正社員としての仕事に役立っている」と思えるようになったそう。「人によって傷つけられたけれど、人によって、また助けられた」という感謝の気持ちから、少しでも自分の体験談が参考になればと、お話しを聞かせて下さいました。

感想、ご意見、情報、そして「あなたの仕事・就職事情」も、ぜひお寄せ下さい。  
(山崎・藤岡)

ケース2

離婚前後

## 3歳の子連れ、42歳からの就活顛末記

兵庫県・T.Kさん・48歳／電話インタビュー

### 《パーソナルデータ》

- ※結婚中16年の同居期間を経て、6年前に42歳で別居。別居当時、長女は中学1年生、次女は3歳。
- ※保母の資格、車の免許あり。
- ※別居1年後に一旦決まった婚費15万円は、1年間は約束通り振り込まれたが、その後、夫が勝手に10万円程に減額し、払い込みも遅れがち。家裁からの履行勧告も効き目がない。
- ※4年前、長女の高校入学&次女の小学校入学をきっかけに、夫のDVから逃れる意味もあり、大阪から故郷の兵庫に転居。親戚から借りた一軒家に住む。家賃は月5万円(あるとき払い)。
- ※2年前から、自宅から車で5分の運送会社で事務職・正社員。年収は、税込で250万円程度(超過勤務手当を含む)。基本給は14万円程度。
- ※現在、小学校5年生の次女と2人住まい。大学2年生の長女は、大学入学を機に隣県で下宿し、仕送りは月に10万円弱。3年生以降は生活費などの節約のため、自宅から通学する予定。
- ※同居中から、夫に離婚調停をかけられ、また自らは婚費調停をかけて、現在も係争中。夫は公務員でありながら副業を持ち、その証拠も提出したが、裁判所は「法律に反することは取り上げられない」と、婚費の算定に夫の副業収入を加算してくれず、「司法には絶望しています」。年金分割も視野に入れ、また離婚には応じるつもりはない。
- ※今春の検診で子宮癌が見つかり、手術入院した。不況で賃金も下がり、将来への不安は増す一方。せめて子どもの進学費用を夫に支払わせたい。

夫の不貞とDVが原因で、子ども2人を連れて6年前に別居しました。結婚後10年ちょっとは、それなりに夫婦仲うまくいっていましたが、だんだん夫が暴言を吐いたり、暴力を振るったりするようになりました。私は早くに両親を亡くしたために帰る場所がなく、我慢を重ねていたというのが実状です。不貞が発覚してからは、夫の暴言はエスカレートし、「死ね」「出て行け」などは日常茶飯事。長女は中1の多感な年頃でしたから登校拒否を起こして吐きもどすようになり、言葉がわかり始めていた3歳の次女は怯えて泣き叫び、私自身もうつ状態に陥って……ともかく家を出るために、仕事を見つけてお金を得ようと、必死でした。

3歳の子どもを抱えての就職活動の一番のネックは、まず保育園探し。市役所の福祉課にかけあって、夫のDV、親には頼れないことを訴えて、空きのあった夜間保育園に入れてもらい、本格的な職探しをスタートしました。ただし、午前11時～午後10時の保育時間では、就ける仕事は限られています。42歳で、パート以外の仕事経験がなく、パソコンも使えませんでしたから、事務職や正社員は望みようもなく、スーパーのお総菜部、ファミリーレストランの厨房などのパート勤務を転々としました。でも、時給は低く、仕事にも慣れることができずに、どれも長くは続けられず【小見出し①参照】……保母の資格を生かそうと、午後1～7時の仕事に応募したところ合格。時給900円程度で、月に7～10万円近くになり、婚費と合わせて、なんとか生活できるようになりました。

住宅は保証人なしでよい公団に義理の兄名義で入りましたが、子どもの校区を替えたくなかったために、夫の住まいの近くでしたから、待ち伏せされたり、後

をつけられたりしたこともあります。夫は同居中から離婚調停をかけていましたから、なんとか私の方から離婚を言い出させようと、私にだけでなく周囲に対しても嫌がらせが凄まじかったんです。それで4年前、子どもたちが高校と小学校に上がる区切りのよい春に、自分の生まれ育った兵庫県にもどりました。

2年間の勤めで少し自信もつき、保育士は需要があるから、田舎に帰っても職場は見つかるだろうと、安易な気持ちがありました。でも、甘かった。保育士の仕事はあっても、大阪に比べると給料がかなり安く、勤務時間も長いんです。他の職種の求人も35~40歳までが多く、30歳以上受けても、当時44歳の年齢だけでハネられることが多かったですね。

やっとパートや派遣が決まっても、家から遠い職場だと、当時小学校1年生の次女が帰宅後、一人で過ごす時間が長過ぎて、真っ暗な部屋で泣いていたり、鍵を失くして外で待っていたり、長く続けられません。また、互いにうまく行っていると思えた会社から唐突に「辞めて欲しい」と言われ、後から取引先のお嬢さんを雇うために解雇されたとき、悔しかったですね。あと10日間で半年勤務したことになり、失業保険が下りるということをハンドの会の友人に教えてもらって、会社に交渉することができました。

その際にハローワークで、失業保険をもらいながら職業訓練を受けられると知って、パソコン教室へ通ってスキルを身につけたのが、後々、ほんとうに大きな財産になっています〔小見出し②③参照〕。

その後、「簡単に首を切られてしまう派遣の仕事はもうイヤ」と探して巡り合えたのが、今の職場です。募集は「45歳まで」で、当時46歳でしたが、自宅から車で5分という近さにひかれてアプローチしたところ、運よく事務職の正社員として採用されました。

社長は、娘さんが離婚経験者とのことで私の事情に理解を示してくださり、病欠している子どものために昼休みの一時帰宅を認めてくださるなど、いろいろと融通を図ってくださいます。また、「人あたりがよくて助かる」と評価してもらえて、いろいろな職種を体験してきたことが無駄ではなく、今の仕事に役立っていると実感しています。小さな会社ですが親会社の敷地内にあるため、通行証がないとゲートを通過できないことも、まだ手紙などでの嫌がらせを続けている夫が職場には踏み込めないという安心感につながっています。

日々、こなさなければならぬ仕事量が莫大で、お給料が低いのが難点。でも、仕事熱心で気のいい人たちに囲まれて、精神的に安定することができています。ずっと「お前のような女は世の中では通用しない」と夫に言われ続けていましたが、ここで救われま

した。

現在、自分の健康に不安があるため、まだ学費のかかる子どもたちの将来が気がかりです。早く婚費調停に決着がつくことを願っています。

\*

## 1 DVを受けた方へ伝えたい 「あなたは悪くないんだよ」

家を出ようと決心してファミレスのパートで働き始めた頃、メニューが覚えられず、メニューが入った合図にも気づかずに、ミスが続きました。仕事に慣れていないからだと思っていましたが、やはりDVを受けたハンドの会の方に「簡単なノート整理もできなかった」と聞き、DVで身体も精神もまいっていたからだと気づきました。簡単な仕事もできないと、自分を卑下しがちですが、仲間に話を聞いてもらい、体験談を聞くことも、自信を取り戻すことにつながります。

## 2 ハローワークを賢く活用しよう

たとえばマザーズ・ハローワークのように、求職者一人に対して、一人の担当者がつくところに相談&登録しておくことをお勧めします。希望にあう求職があったときには連絡をくれ、熱心に対応してくれます。

## 3 婚費が決まるまでは 職業訓練を受けるのもおススメ

私自身は余裕がなく、とにかく働こうと頑張りましたが、婚費を決める際にこちら側に収入があると、少なく算定されてしまいます。ご両親に頼れたり、余裕があるなら、婚費が決まるまではなんとか踏ん張って、その間は職業訓練を受けるなどして、就職に役立つスキルを身につけることをおススメします。

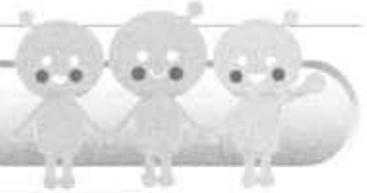
私は失業保険をもらいながら、1日500円の手当と交通費をもらい、職業訓練校のパソコン教室に4ヵ月間通いました。今でも職場では一目おかれるほどの技術が身につけ、自信ができました。また、DVの影響で対人恐怖があったのですが、そこで出会った様々な年代の方たちと毎日、お昼休みにお喋りすることで、人と接することが怖くなくなりました。

## 4 学資保険は母親名義にしておこう

夫名義だと勝手に引き出せません。長女の保険は私名義だったので、大学入学費用に充てられました。

# 告知板

●近々の会合やイベントのお知らせです。  
※申し込みや問い合わせ方法です  
★お世話係さんから寄せられた近況報告です。



## 大阪:

TEL

TEL03-3261-1835(東京事務局)

### 大阪ニコニコ離婚講座

原則、午後1時半～4時半、ドーンセンター(大阪市中央区大手前1-3-49

TEL06-6910-8500)で、申し込み不要。

参加費は、講座:1500円、ミニ講座:500円

#### ●6月6日(土)講座

テーマ:「離婚に関する法律」

講師:弁護士 松山理香さん

離婚係争中の人、迷っている人にとって、決断の拠り所となる法的な情報を分かりやすくお話しいたします。別居期間中の婚姻費用分担、子の親権者・監護権者、養育料、財産分与、慰謝料、調停、裁判、等々。

#### ●8月15日(土)講座

テーマ:「身体ほくし心ほくし」

講師:インストラクター 栗岡多恵子さん  
気持ちよく身体をほくしてリラックスタイムを楽しみませんか。渦中でシンドイ思いにつぶされそうな人、日頃頑張りすぎて疲れを一杯ため込んでいる人、運動不足で体調の悪い人ゆっくりあなたのペースで身体と心をほくしましょう。

### 例会

原則、奇数月の第4土曜日の午後。

竹川法律事務所(大阪市淀川区西宮原1-4-15-602 TEL050-5803-8840)

またはドーンセンター小会議室。

※変更の可能性があるのでご確認を。

#### ●5月23日(土)午後1時半～

竹川法律事務所

#### ●7月25日(土)午後1時半～

竹川法律事務所

## ネーミング応募&募金に感謝!

「子どもHAPPY化計画」の右上のオリジナルキャラクターのネーミングを募集したところ、217通もの応募がありました。名前が「チャビオ」(Children Happy Trio)に決定!募金も総額17万4500円集まりました。ご協力ありがとうございました。

### 注目

#### 取材を受けませんか?

■離婚問題や子どもの貧困への関心が高まり、ハンドの会へメディアの取材申込みが増えています。

■離婚で悩む人の気持ちや制度の問題点、ひとり親の子育てと仕事の苦労など、ご自身の体験や、社会がもっとこうなればいいのという想いを発信しませんか?

■実情をきちんと世の中へ伝えることが、自分や子どもの生活を変える第一歩!事務局に登録いただき、メディアからの依頼があった際にご協力をお願いします。匿名・顔を出さなくても大丈夫。条件等が合わなければ断ることもOK、軽い気持ちでぜひご登録ください。

**登録方法:**東京事務局までメールが電話にて、「メディア取材OK」とし、お名前・電話番号・年齢・離婚しているか・子どもの有無と年齢をお伝えください。

## 香川:

TEL

(20時以降)

★娘の結婚式のドレス3着を、(遠目には分からない程度に)無事縫いあげることができましたが、裁判所を装った振り込め詐欺に途中までつきあってしまい、電話番号を変えました。裁判の通知がハガキで届くことはありません。裁判所からの書類は、それとわからないよう、個人名の封書で届きます。皆様もご用心。

## 東京:事務局

※要申込:前日18時までに事務局へ  
TEL03-3261-1835

E-mail:info@gendai-kazoku.jp

### 離婚&母子家庭お役立ちセミナー

#### ●6月20日(土)13時半～16時半

テーマ:「ニコニコ離婚入門講座」

講師:円より子さん(ハンドの会代表)

場所:万世橋区民会館(千代田区外神田1-1-11, TEL03-3251-4691, JR秋葉原駅電気街口から徒歩3分)

参加費:1000円。離婚を考えている人、係争中の人絶対知っておきたい離婚知識を、30年の離婚相談ノウハウをもつ円さんが直接伝授。後悔しないための離婚との向き合い方、法律、メンタルケア、職探し、子育てなど。

参加費:1000円。離婚を考えている人、係争中の人絶対知っておきたい離婚知識を、30年の離婚相談ノウハウをもつ円さんが直接伝授。後悔しないための離婚との向き合い方、法律、メンタルケア、職探し、子育てなど。

## 各地のお世話係

★困ったとき、何か楽しいことがしたいとき、お気軽に連絡を!

仙台:

埼玉:

埼玉:

東京:

静岡:

愛知:

(WIT

広島:

福岡:

熊本:

長崎:

### ★一人で悩まず、気軽にお電話ください★

離婚と母子の110番 TEL03-3261-1835

#### ●基本的に毎土曜日:13～17時

※研修を受けた相談員が「無料」で相談を受けています。

#### 面接相談 [要予約]

#### ●原則 第1・第3土曜日:14時～と15時半～

※料金:5,000円/50分(ただし2日前の木曜日から、キャンセル料2,500円が発生します)

※5月は30日、6月は13日、20日を予定しています。

※事務局(TEL03-3261-1835)までご予約ください。

### <購読料について>

購読料は次のいずれか。自己管理のもと、期限切れの際にお振込みください。

①1年間3,600円(送料共) ②2年間まとめて前払いの場合、7,200円を6,000円に。 ③出世払い もしくは免除(どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出てください)

[振込先]各地の郵便局にて00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会

### ハンドからみなさんへ発信

ハンド・イン・ハンドの会 公式HP:

<http://www.gendai-kazoku.jp>

円より子ネット:<http://www.madoka-yoriko.jp>